

# 月刊 労運研レポート No. 73

2020年7月10日号

## <特集> 新型コロナウイルス対策（第4弾）

<巻頭言> 新型コロナ対策と地区労運動	松本 耕三	2P
「壊された公共を取り戻す、公共を創る」社会運動を	白石 孝	4P
業務再開と新型コロナ感染症の予防対策	飯田 勝泰	9P
中央最低賃金審議会がスタート	事務局	13P
<本の紹介> 鳥井一平著「国家と移民」	事務局	15P
<本の紹介> 高橋 均著「競争か連帯か」	事務局	16P

### ■発行・労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

### ■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

<巻頭言>

## 新型コロナ対策と地区労運動

＝小名浜地区労の闘い＝

松本 耕三（小名浜地区労議長代行）

### 小名浜地区労の新型コロナウイルス問題についての取り組み

小名浜地区労が、新型コロナ問題を取り上げたのは3月に入ってからである。地区労の機関紙「みさき」で、「新型コロナ問題での不利益扱いをさせないための労使協定の締結」のキャンペーンを行ってきた。

小名浜地区労は、6割の組合員が運輸業、製造業に従事している。運輸関係労働者は、休みがないどころかむしろ作業が増えている。港湾もトラックも感染を恐れながらの仕事が続いた。

製造業はもっと大変である。地区労の製造業関係組合の多くが下請け企業であり、「下請けのうちから初めての感染者が出たら、下請けは切られてしまう」との危機感で、コロナ対策は労働者の人権も何もあったものではない。強制的に休まされることや、少ない人員での作業が強制されることが頻発した。

地区労は、4月1日の「みさき」で「コロナ問題での雇用、賃金化カット＝どうする？」として地区労働相談窓口を開設したことを掲載した。しかし、前述通り小名浜地区労傘下の組合は、トラック・港湾、そして製造業の工場下請け企業の職種なので、事業縮小より「休めない」という実態だったので、組合の課題は、むしろ、職場実態の改善に関する相談が主だった。

現在の地区労の役員は大きく世代交代しており、ストライキもシビアな団交も経験していない者がほとんどで、組合の機関運営、団体交渉の仕方などの指導が地区労の主要な仕事なのである。今回も、「どうやって特別休暇を会社に納得させるのか」「どういう話で切り出せばいいのか」といったことについての相談がほとんどだった。

交渉の進め方として、「新型コロナウイルス感染は、業務継続が出来なくなるなど、むしろ企業にとって大きな問題」であることを強調すること。また、「中途半端に賃金を減額したりすると、感染の疑いがあっても出社し、クラスターの要因になる」ことを、職場感染防止対策の徹底のためには「賃金の引き下げはマイナス」であり、不利益扱いを認めない交渉を進めることとした。

地区労としては、労働者の権利よりむしろ企業が受け入れやすいテーマを前面に押し出した交渉の仕方を指導した。ところがこの交渉で結構進展があり、若い活動家には好評だった。かなりの組合で「コロナ休暇」協定化を実現したが、問題はPCR検査が十分に行われていないことである。やはり、罹患者との接触を避ける対策と検査の徹底は一体として取り組まなければならない。

また、交渉の中では、企業側からも政府や東京都などの事業者支援のやり方に不満が出て

いた。東日本大震災の時は、当時の民主党政権が震災から時を置かずに、「雇用調整助成金」の対応を決定した。企業側も、震災の時、小名浜地区労が「雇用調整助成金」を活用し、かなりの数の事業者の救済をしてきたことを知っている。そして、今回の安倍、小池がやるべき救済策は、最も負担になる人件費を真っ先に救済すべきなのだとやっている。

地区労としては、「コロナ休暇」の協定交渉を、安倍政権の愚策を暴露するたたかいにつなげていくことを目指してきた。

## 小名浜地区労、解散反対の三つの方針

地区労の組織は現在24組合1120名で構成している。100名を超える組合員は全港湾と市職労、生協病院労組の3組合だけで、平均組合員数は47名、半数以上の13組合は10名程度の組員で・文字通り中小労組の共闘組織である。

しかし、小名浜地区労も全国の多くの地区労と同じく、1980年代後半から1990年代、連合結成の前後で地区労解散の圧力を経験してきた。小名浜地区労は、「①中小組合対策の強化、②政党支持での分裂を避ける、③拠点組合を確保する」の三つの方針で地区労解散反対、地区労のセンター化反対、地区労の存続をたたかい、今日に至っているが、当時1800名の組織は1120名となっている。もっと攻勢的に拡大していかなければならないのだが、情けない限りである。

私たちの地区労存続問題での主張のよりどころは、全民労協の「基本構想」に対する「①春闘の発展継承、②反自民、全野党共闘、③選別排除の否定、④中小未組織の組織化、⑤企業主義の克服」という五項目補強見解だった。しかし、そのままでは組合員の結集を図ることはできない。

補強見解を現場に生かす意味で三つの方針で取り組んだ。

### ①中小対策の強化

当時、中小労組は「連合の産別加盟」に対し、単位組合はどうしていけばいいのかという不安を持っていた。「地区労が面倒見る」といいきって、中小労組の結集を図った。しかし言葉だけではなくどれだけ実行するか、どれだけ見える行動をするかがすべてで、地区労活動の大半を中小組合との付き合いに費やした。争議対策、学習会だけでなく、旗開き、メーデー前夜祭や春闘学習会を兼ねた懇親会も中小労組の視点で企画した。

地区労存続の原動力は、産別に加盟していない単位の中小労組が前面に出て、大会議論を乗り切った。

### ②政党支持での分裂を避ける

結論から言えば、政党支持の自由ではなく複数政党支持という方針を取った。第一に共産党排除をしないこと。第二に、市職労、県職労にとって選挙闘争は重要であり、自治労の協力を確保するには、選挙闘争をわきから支える地区労の集票能力が重要だと判断した。「政党支持の自由」は選挙闘争を弱めてしまうと判断し複数政党支持の方針をとった。

具体的には、1991年から社会党、共産党の議員を推薦し、議長は推薦候補すべてに顔を出し、執行部は自らの組織の推薦議員の選挙闘争をたたかうこととした。これにより、総評時代同様の集票能力が維持できたため、各政党との関係も良好で、地区労の分裂を最小限に食い止められたと思う。

### ③拠点組合の確保

忘れられがちなのだが、地区労運動のカギは拠点組合だということである。50年代の地区労運動の拡大の背景には必ず拠点の大手組合の存在がある。小名浜地区労も合化労連傘下の組合が、人も金も場所も出してきた。そこが地区労から脱退することは、地区労運動の金、人、事務所に不可欠な拠点組合がなくなってしまう。それは、地区労にとって「運営ができない=解散」という圧力だったのである。

地区労存続をめぐる攻防は、拠点労組をどう作るかとなった。次の拠点組合として期待された全港湾小名浜支部は、かなりの職場討議の上、小名浜地区労の拠点として頑張ることを決定した。そのことが地区労存続のための、最後の切札となった。

地区労解散の攻防から20年がたった。いずれにしても、労働運動をめぐる攻防は現在進行中であり、現在の状態は守勢であり、このままでは労働運動の再生を望むべくもない。「もっと大きく、もっと多く、そしてもっと躍動的で戦闘的に」を目指して、攻勢的な運動作りを意識して頑張りたい。

エッセンシャルワーカーの格差を解消し

## 「壊された公共を取り戻す、公共を創る」社会運動を

白石 孝（NPO 法人官製ワーキングプア研究会理事長、  
荒川区職労元書記長）

### 「新型コロナ災害緊急アクション」＝横断的ネットワークで発足

「死にたくないけど死んでしまう」とSOSを発した相談者のもとに飛んでいき、反貧困ささえあい基金など民間基金で、いのちを繋ぎながら住まいの確保まで支援している現状、社会がこれまで生活保護バッシングをして来たせいで、必要な人に生活保護が届かない現状、公的支援が受けられない外国人の窮状など、現場で当事者の窮状を聞き、わずかな力でおこなう「ギリギリのいのちを繋ぐ」、その現場で起きている事実を感じ取り、政策に生かす。施策を変えることが重要です。

生活困窮者支援の現場は、ずっと野戦病院のような状態で、民間がボランティアでできるキャパをとくに超えていて支援崩壊は目前です。

反貧困緊急ささえあい基金（中間集計）への寄付金は1,259名の皆さんから54,616,323円が集まり、既に10,717,000円がSOSを頂いた方々に現金給付されています。71人、1,590,000円が反貧困ネットワークや他団体からの緊急宿泊費＋生活費給付でした。特徴は以下のとおりです。

○所持金が千円を切った状態でのSOSが多い。20代～40代が多い。

○以前から、ネットカフェなどで暮らし、日雇いやスポット派遣で収入を得ていたが、コロ

ナで収入が途絶え、路上で生きるしかない。アパートを借りる費用がない、という事例が続発した。

○社員寮に入っていたが、雇用を打ち切られ、退寮させられた。特に風俗業、観光業に目立つ。

○親からの虐待から逃げて「住まい」に困っての SOS が複数届いている。

○携帯電話が止まっている方からの相談が多数、その後のアパート契約が困難となっている。等々

移住連からの要請に基づく、「支援からこぼれ落ちた外国人」への給付が 456 人、9,120,000 円になっています。仮放免者や難民申請者、非正規滞在者など、特別定額給付金の対象外で、生活保護申請もできない方が大半で、1人当たり 20,000 円の緊急給付をおこなっていますが、不十分です。置賜や上越、三里塚などのコメ農家が「コメと野菜でつながる百姓と市民の会」を結成し、お米を通じた支援を開始しています。

POSSE の報告にあるように、生活困窮の原因は企業が非正規雇用に対して補償をしていないことにあります。その結果、非正規雇用、女性、外国人労働者の貧困化が拡大しています。

外国人労働者の生存保障の課題。「コロナだから仕方がない」という雰囲気のもと、労働条件の切り下げや解雇、雇い止めが横行しています。「死にたくないけど死んでしまう」、そのような SOS を受けて現場に向かい、「生存を守ること」、住まいは人権、生活保護は権利としての運動をすすめ、必要な人すべてが権利を行使できるようにすること、生存権を守る公的責任とコロナに便乗した解雇を企業にさせない運動が今後の課題です。貧困と格差を拡大させない広範な社会連帯運動のネットワークとして発展させていきましょう。

以上は、6月12日に参議院議員会館で3時間40分にわたって開催した「新型コロナ災害緊急アクション」の中間報告会を報告した同アクションサイトのリード文だ。6月15日現在の参加団体は以下の32団体。

あじいる／移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策プロジェクトチーム／蒲田・大森野宿者夜回りの会（蒲田パト）／NPO 法人官製ワーキングプア研究会／企業組合あうん／共同連／くらしサポート・ウィズ／寿医療班／コロナ災害対策自治体議員の会／サマリア／NPO 法人さんきゅうハウス／市民自治をめざす三多摩議員ネット／奨学金問題対策全国会議／新型コロナすぎなみアクション／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／つくろい東京ファンド／TENOHASI／「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／反貧困ささえあい千葉／府中緊急派遣村／フードバンクネット西埼玉／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／NPO 法人 POSSE。

野宿者支援などの反貧困運動団体が多いが、ふだん個々に運動を進めている皆さんが横に繋がるネットワーク型運動にした。労働運動団体もいくつか参加しているが、一部に限られているのが残念だ。

個々の団体の活動がベースだが、電話や路上相談会を共同して開催したり、緊急個別支援ではいち早く駆け付けるように連携したり、複数で同行することもある。政府関係省庁への

申し入れや自治体への抗議や緊急要請などを一緒に行うことで成果が上がり、報道も増えている。まさに当初から意図したネットワーク型運動の成果だ。

寄せられる寄付金も、おひとりで 1 千万円を最高に平均でも万の単位になっているが、6 月末段階で、1,623 件 67,111,173 円に達している。別枠でペットとともに暮らせるための「反貧困犬猫部基金」も立ち上げたが、ここにも 89 件 1,278,670 円が寄せられている。いち団体の取り組みでは考えられない高額のご寄付が集まっている。

東日本大震災の時にすでに顕在化していたが、コロナウイルス災害でも「脆弱」階層を直撃している。雇用と住まいをセットで失った途端、路上生活を余儀なくされ、生活保護申請でも水際作戦で排除されたり、「無料低額宿泊所」(無低)に押し込まれそうになるという「福祉の貧困」にも直面する。外国人移住労働者もふだんはそれぞれのコミュニティの共助で何とか過ごしてきたものの、ここに来て不可能になった途端、家賃を払えない、食費がない状態になってしまう。コメ文化圏からの来日者には、コメの現物提供がこれほど喜ばれるとは思わなかった。

## 疲弊する公共サービスの現場

一方、コロナ対応を進める公共サービスの現場も疲弊している。前出の生活困窮者やサポートの取り組みについては、マスコミも注目し、報道される機会も多くなった。しかし、その受け皿となる公共サービスも、長年にわたって進められてきた行政改革、民営化、規制緩和による弊害が大きいのしかかり、非正規職化が進行するなかでの課題が出てきたが、既成労組からの発信もマスコミ報道も少なく、可視化がされにくい状態だった。

「医療関係者への感謝」という一面のみがクローズアップされるというのも、可視化とはやや異なる。欧米では「医療労働者」を含め「エッセンシャルワーカー」や「キーワーカー」全体への評価になっている。

イギリス在住のブレディみかこは「ケア階級、すなわち医療、教育、介護、保育など直接的に他者をケアする仕事をしている人々のこと」で、「今日の労働者階級の多くは、じつはこれら業界で働く人だ。コロナ渦で明らかになったのは、ケア階級の人々がいなければ地域社会は回らないということだった。バスの運転手やゴミ収集作業員も含まれる」と述べている。

(朝日新聞 6 月 11 日)

日本では公共サービスはイコール公共機関とか公務員という受けとめられ方が多かった。私が理事長を務める NPO 法人官製ワーキングプア研究会の「官製ワーキングプア」定義は、「国や自治体に直接雇用されている公務員だけでなく、公共サービス部門で働く、株式会社、社会福祉法人、NPO 法人、財団法人、社団法人などの労働者も含まれる」と規定している。エッセンシャルワーカーという概念をきちんと把握していくことが重要だ。

「緊急アクション」構成団体の中でも、エッセンシャルワーカーの格差解消をめざして活動しているのは私たちくらいだった。そこで、課題を社会化するひとつの取り組みとして、当事者アンケート調査を 4 月下旬に発案した。

調査は、5 月 1 日から 31 日、ネット上で実施した。調査趣旨、

●政府は緊急事態宣言を発令し、営業自粛や在宅勤務等を要請していますが、これに応じられない公共サービスで働く「キーワーカー」「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる、地域や

社会の生活に必要な不可欠な業務に従事する人たちがいます。地方自治体では、医療・保健従事者、介護施設・ホームヘルパー等の介護士、保育士、学童保育支援員、学級支援員、障害者支援員、児童相談・女性相談などの各種相談員、調理員、清掃作業員、公共交通機関労働者などです。

これらの皆さんは感染リスクの恐怖と向き合いながら、なおかつ過重労働のなかで使命感を持ち、支援を求める人たちの支えになっています。さらに上記職種は、地方自治体では非正規化が進行している職種でもあり、厳しい雇用環境の弊害が強く現れる皆さんです。

私たちは公共サービス従事者が、新型コロナウイルス感染症の流行に伴ってどのような影響を受けているか、当事者の声を直接集め、政府及び地方自治体に対して有効な対策を講じるよう意見書を公表するなどの活動につなげたいと考えています。

## 調査結果～エッセンシャルワーカー 235 人からの証言～

### <属性>

235 人の回答を集計したが、うち女性が約 80%。勤務形態は直接雇用非正規 60%、間接雇用非正規 13%。クロス集計すると「女性・非正規」が 62%になっている。

平均 10 年の勤続年数で 10 年以上が 43%。1 年や半年などの短期有期雇用だが、継続反復更新されているベテラン非正規が半数近くを占めている。

収入面では日本の勤労者政府統計でも、平均給与所得より低い層になっている。看護師はほぼ平均近いが、保育士、福祉施設介護員は産業別統計平均より 10 万円近く低く、ホームヘルパーも 9 万円以上低い。多くが不安定雇用の非正規労働者だ。

### <コロナの影響>

「有給による自宅勤務(研修)」(42%)が多かったが、「仕事の量や勤務時間が増えた」(21%)、「正規職員と異なる取り扱い」(9%)、「勤務時間の減少と収入源」(9%)、「無給による自宅待機」及び「無給の特別休暇」が合わせて 8%、「仕事のキャンセル等」(2%)。

回答者実数では公共サービス分野で働く 5 人に 1 人は、無収入・収入減等や格差という負の影響を受けている。

医療・保健では有給による自宅勤務ができず、学童保育・男女共同参画を除く相談支援員(34%)・介護福祉・公共交通機関、事務職、清掃員、コールセンターも、自宅勤務の実施率は 20~40%台で、「休めない」状況になっている。業種別では、学童保育が学校休校の影響を受け、子どもが殺到した(65%)、相談支援員は 25%、DV 相談や困窮者支援員等で労働過重になっている。

「正規職員と異なる取り扱いをされた」のは 9%で、医療、学童保育、相談支援員、学校(給食調理、用務員)、介護福祉、事務、コールセンターなど様々な業種に及んでいるが、すべて非正規労働者だ。あつてはならない感染症対策での正規・非正規間格差が生じている。

仕事や勤務内容に何らかの不利益が生じたと回答した者の実数は 125 人、(回答者の 53%)。どの職種とも 80%以上が不安を感じ、特に保健関係とコールセンターでは 100%、保育所保育士、事務で 87%、医療、相談支援、教育関係の回答者が、職場の感染対策は不十分あるいは不安を感じており、感染リスク(感染させること、感染することの両方)に対する強い不安を抱きながら業務にあたっていることがわかる。

業種ごとに最も不十分、不安な回答項目をみると、つぎのようになっている。

- ①在宅勤務、時差出勤を認められないのは、保健関係者の 50%
- ②対面での相談支援員の 66%
- ③近接、接触支援業務は、保育所保育士の 67%
- ④3密が解消されないのは、コールセンターの 100%
- ⑤ゴーグル、マスクを支給してもらえないは、事務の 57%

#### <自由記入>

多くの書き込みがあったが、その一部を紹介する。

○来所相談は近い距離、密室でアクリル板などなしで受けている。手当なし。職員は在宅勤務（特別休暇）だが、私たちは年休取得も止められている。（相談支援員、パートの会計年度任用職員）

○正規職員は在宅勤務。私たちは有休をとらなければ家にいられない。消毒はしているがアルコールではない。利用者に密接密着せざるを得ない仕事だが、利用者を減らす対策はしてもらえない。（介護福祉、フルタイムの会計年度任用職員・臨時職員）

○窓口対応の正規職員にだけ布マスクを配り、非正規には配らない。マスクはもらえないのに窓口業務が終わるたび非正規には机の消毒作業をさせる。（パートの会計年度任用職員）

○正職員は特別休暇でほぼ休み。派遣は通常通りの出勤を指示され、消毒とマスクで感染防止対策をしている。（保育所保育士、派遣社員）

### 劣化した「公共」サービスを再構築する社会運動

「緊急アクション」が日々取り組んでいる活動は、住まいを喪失した人への住まいの提供、食事の提供、生活保護申請の同行、これらに関わる電話や路上相談、政府や自治体への要請や抗議などだ。幸い寄付金は多く寄せられているが、対応するスタッフに限りがある。

生保の申請同行は知識や経験がないとそう簡単に事は済まず、多くの「市民派」や「革新系」（共産党を除く）議員は未経験だった。社員寮から退出を迫る派遣企業や家主との交渉も専門知識が求められるなど、どうしても機敏に動け、経験があるスタッフに依存する傾向がある。そこで、生保申請オンライン研修や各地の議員、地域団体とのネットワーク作りに力を注いだ。

だが、私が継続的に交流、調査している韓国と比較しても、日本のこの事態はおかしい。「キャンドル市民革命」を実現させた民主・進歩派の政治、市民運動は、社会政策を保守政権時代から大きく変えた。韓国では生活保護制度を「国民基礎生活保障」という。内容は日本と類似し、「福祉」への世論も「恩恵」という受けとめ方が多く、いわゆる「捕捉率」も英独仏の 60~80%と比べ日本と同じ 20%程度だった。ところがソウル市から始まった「出かけていく福祉（チャットン）」が「権利としての福祉」の啓発を進め、対象者宅を訪問して制度説明と申請を促進するなどして大きく改善させた。

また、このチャットン事業は、地域の上からの管理ではない自主的な地域コミュニティ作り（協統）と繋がり、「社会的連帯」と「分かち合い」の取り組みも進んだ。

そのうえ、ムン・ジェイン政権や共に民主党系首長の自治体では、新型コロナウイルス（COVID19）に対応する経済・雇用政策、給付政策が日本とは比べようもないほどの内容に

なり、それも迅速に実施されている。

私たち「緊急アクション」の活動は、本来行政が対応すべき行政サービスを繕うことに迫られている。(もちろんフードバンクや野宿者支援など各国での取り組みはあるが)なぜそうなったのか。それは「公共サービス」が壊されてきた結果だからだ。政策、組織、人すべてが「劣化」しているのが今の日本だ。

劣化の源流は、1981～3年の第2臨調(土光・中曽根臨調・行革)にあると私は考えている。社会党・総評解体をはじめ、以降の民営化、規制緩和、緊縮政策の積み重ねの40年が今なのではないか。だが、これに抗し、公共の役割と責務を創る運動は圧倒的に弱い。次のコロナ波へ向け、早急に「壊された公共を取り戻す、公共を創る」社会運動を立ち上げたいと考えている。

## 業務再開と新型コロナウイルス感染症の予防対策

飯田勝泰 (東京労働安全衛生センター)

### 1. コロナ危機と緊急事態宣言

私が本誌に「安全衛生と新型コロナウイルス感染症予防対策」(労運研レポート No.70)を寄稿したのは、4/7に安倍政権が7都府県に改正新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言を発出した直後だった。同宣言は4/16に全国に拡大され、外出自粛や事業活動の休業、イベント開催の自粛が要請された。

新型コロナウイルス感染症防止のために、人との接触を8割減らし、三つの密(密閉、密集、密接)を避け、「新しい生活様式の実践」による「行動変容」が要請された。一人ひとりの基本的感染対策として、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを励行するとともに、職域ではテレワークや時差出勤、オンライン会議などによる「働き方の新しいスタイル」が提唱された。

この間、国内の感染者数の累計は4,779人(4/7)から16,623人(5/25)、6月末現在、18,769人、死亡者の累計は98人(4/7)から852人(5/25)、6月末現在で974人となった(NHK調べ)。世界的には感染者数1千万人以上、死者は50万人を超えており、未だパンデミック(世界的な流行)から抜け出せる状況にはなっていない。

5/25緊急事態宣言解除後も感染増加は続いている。東京都では東京アラート解除後の感染者数が急増している状況である。外出自粛や休業による社会経済活動への打撃は大きく、コロナ禍による雇用、生活危機は一層深刻に状況になっている。

未曾有のコロナ危機の渦中であって、感染防止か経済かという二者択一は現実の問題解決にならない。コロナ禍においても職場、地域で可能な限り感染リスクを減らす取り組みを続けながら、いのちと健康守り、雇用と生活を維持することが求められている。とくに職場の安全衛生活動としての感染予防対策の取り組みは不可欠である。職場環境の改善はもとより、三

密の象徴でもある通勤による感染リスクの抑制も含めて、社会的にも従来の働き方を見直していかねばならない。

## 2. 職場での感染防止と感染者への対応

5/14、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」が改定されるにともない、厚生労働省は労使団体に対し「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（厚生労働省労働基準局長 5/14）を通知した。

5/14 通知では、職場における感染防止の進め方として、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組みを実施するよう要請した。

具体的には、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（R2.5.14 版）を活用し、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策を検討すること。安全衛生委員会等を有効活用し、産業医の助言を受けつつ、妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する労働者に対して十分な労務管理上の配慮を行うこととした。

産業医、産業保健スタッフは、日本渡航医学会及び日本産業衛生学会が作成した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第2版」を参考とし、安全衛生委員会等がない事業場に対しては、(独)労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターを活用することとした。

また職場で新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合には、「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール(例)」を参考にして対応すること。事業者への報告、保健所と連携、陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合にはPCR検査結果や各種証明書は不要とすること。陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取り扱いや差別等をうけることはないこと。必要に応じ休業や賃金の取扱いなどに関すること等を示している。

さらに労災補償について、新型コロナウイルス感染症による労災認定の考え方を示し、労災請求の勧奨や助力を行うこと、事業主は労働者死傷病報告の提出が必要であることを示した。

5/14 通知による政府の対策方針をふまえ、厚生労働省はホームページで「新型コロナウイルスに関するQ&A」を企業向け、労働者に向けて発信している。適宜参照しながら、職場での感染防止対策の取組みを進めていくことが求められる。

## 3. パンデミックの中での安全で健康な職場作り（ILO）

一方、国際労働機関（ILO）でも新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックに対する提言や対応方針を打ち出している。ロックダウンが行われた国々で経済活動が再開されつつある。感染防止対策をとりながらどのように事業再開を行うべきかが重要な課題となっている。

ILOは5月、「新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）の中での安全で健康な

職場づくり」を公表している。このなかで ILO は、「安全かつ健康的な労働条件は、ディーゼン・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の基本であるだけでなく、事業再開のための政策手引きの根本をなすべき基盤である」と述べている。私たちは ILO による国際基準に基づく基本的な考え方をふまえ、効果的なアプローチを追求することも考えたい。

新型コロナ感染症にはいまだ未知の部分がある。政府の法令や指針だけでなく、現場の労使や安全衛生委員会が関与し、感染リスクの評価を徹底的に実施し、有効な対策を検討するアプローチが提唱されているのである。

ILO は「職場での COVID-19（新型コロナウイルス感染症）予防及びリスク低減アクションチェックリスト」も策定しており、このアクションチェックリストを使って、安全衛生委員会や職場でグループ討議をしながら、改善を提案し、継続的な実施を計画する取組みも勧められている。※

※ ILO「新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）の中での安全で健康な職場作り」政策概要及び「職場での COVID-19（新型コロナウイルス感染症）予防及びリスク低減 アクションチェックリスト」は ILO 駐日事務所の日本語訳がダウンロードできる。

#### 4. コロナ禍のなか職場、地域でどう取組むか

すでに様々な分野で労働組合が新型コロナと格闘しながら、労働者、家族の安全と雇用、生活を守る取組みを進めている。「労働情報」2020年6月号、7月号では、様々な現場での労働組合の闘いが報告されており、大いに参考になる。

新型コロナ感染症は収束したわけではない。第二波、第三波が想定される中、社会経済活動と感染拡大防止という難しいかじ取りをしていかねばならない状況を迎えている。

前述した日本渡航学会と日本産業衛生学会が作成した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド第2版」（以下、「ガイド」）（2020年6/3）を参考にし、事業再開に向けた感染予防対策を労使の協議や安全衛生委員会で検討・実施することが求められる。

職域の感染予防対策では、ソーシャルディスタンス（人と人との物理的距離を保つこと）と集団感染を防止するための対策（「三つの密」を回避する環境整備・行動制限の実施）が基本だが、それでも感染リスクをゼロにすることは難しい。これからは事業所内で感染者が発生することを前提に、どうしたら二次感染、三次感染を防ぎ、クラスター発生の連鎖を断ち切るかが重要な取組みになるのではないか。

感染者や濃厚接触者が発生した場合には保健所等の指示に従い対応することが原則だが、そうした事態に備え、事業場の労使協議または安全衛生委員会で独自に対応手順を定めることが肝心だ。その際には感染者のプライバシーへの配慮が求められる。感染者した労働者が職場復帰するための基本的な考え方についても、目安を厚労省の Q&A や「ガイド」を参照しながら決めてきたい。「感染者、家族感染の濃厚接触者等に対しては、プライバシーを確保し、かつ差別が行われないように教育を行うこと、感染者は加害者ではなく被害者であり、周囲への支援を必要としている」ことも考慮した取組みが求められる。

#### 5. 地域の医療機関、高齢者・障害者介護施設への支援

職域の感染症対策だけではない。第二波、第三波にそなえて、私達がくらす地域社会で、

新型コロナによる地域医療、地域福祉の崩壊を食い止めることも労働者、労働組合に求められていると考える。

これまで医療機関や高齢者、障害者の介護施設等で集団感染が起き、多くの患者・利用者が亡くなり、医療従事者や介護従事者が感染している。地域の医療機関や介護施設で集団感染は起きると、病棟や施設の閉鎖、利用制限されることになり、医療崩壊や介護崩壊を引き起こしかねない。

今年3月、東京都台東区の永寿総合病院では国内最大の院内感染が起きた。入院患者やその家族131人が感染し、看護師ら職員83人、合計214人が感染した。入院患者109人のうち4割の43人が死亡するという凄まじい感染状況が報告されている（7/1院長の記者会見）。

本誌6月号に掲載された「高齢者のいのちと介護従事者の安全を守れ」（加瀬純二氏）では、江東区の特別養護老人ホームで起きた集団感染を契機に、下町ユニオンやケアワーカーズユニオンが地元自治体に感染対策の緊急要請に取組み、新型コロナ介護関連のホットラインの取組みが報告されている。

地域における新型コロナ感染症対策では、病院や介護施設の感染防止対策、二次、三次感染の拡大を防止するために、国や自治体はもとより地域社会が連帯・協力して、感染症防止対策に取組まねばならない。具体的には、地域でPCR検査や抗体検査を徹底して実施すること、特に病院や介護施設での検査態勢を強化することで、感染リスクを評価し、防止対策に生かすことができる。また財政的支援、保護具や消毒液の配布、感染者発生時の医療・介護連携による専門的な技術支援や医療・介護労働者の相互支援態勢の構築等に取り組まねばならない。

## 6. 感染リスク管理のための検査態勢の充実・強化

東京では東京アラート解除に感染者数が激増している。小池都知事はあたかもその原因が夜の街で働く人々にあるかのような説明をしている。日本の新型コロナ感染症対策の決定的な誤りは、PCR検査が抑制され感染状況の把握ができなかったことにあると指摘されている。

PCR検査態勢の充実・強化は今夏以降の第二波、第三波に立ち向かうためにも急務の課題だ。職域ではとくに医療、介護など感染リスクの高い業務に従事する人々が、職場でのリスク管理とスクリーニングのために必要な検査を受けられなければならない。検査結果に関する情報は、ストレスチェック検査等の個人情報と同じく保護され、安全衛生担当者、産業医又は産業保健スタッフが管理し、職場の感染防止対策のために生かされるシステムが必要である。勿論、陽性者が出た場合の対応策については予め労使や安全衛生委員会で協議・検討しておかねばならない。小規模事業場には地域医師会と提携している地域産業保健センターが支援すべきであろう。

必ずしも職域での健康管理が保障されていないフリーランスやインフォーマル労働者、ギグエコノミーで働く人々、自営業者に対しても、安全衛生と公衆衛生観点から、地域でPCR検査や抗体検査が気軽に受けられるような態勢が必要ではないかと考える。

# 中央最低賃金審議会がスタート

コロナ時代だからこそ最低賃金の大幅引き上げを

## 厚生労働省前でアピール行動

今年度の地域最低賃金の目安を決める中央最低賃金審議会が、6月26日始まった。諮問にあたって加藤厚生労働大臣は「厚生労働省としては、雇用の維持、事業の継続、生活を守りぬいていきたい」とあいさつした。公益委員からは「産業別地域別にコロナの影響が分かる資料を提出してほしい」、労働側委員からは「コロナによる生活不安に耐えられるセーフティネットづくりが必要である」、使用者側委員からは「中小企業の厳しい状況を受け止めた議論を」と発言があった。



厚生労働省前では全労連がアピール行動を行った。主催者を代表して黒澤幸一事務局次長が「リーマンショック時に派遣切りや賃金抑制をおこない景気回復を遅らせた。コロナとの闘いは長期間に及ぶ。エッセンシャルワークで働いている人の多くは低賃金労働者だ。中小企業の支援をしつつ、最低賃金の引き上げを図る必要がある」とあいさつした。生協労連、全労連全国一般、全教などが「生計費は大都市も地方も変わらない。地域格差のない全国一律制を」「エッセンシャルワーカーはほとんどが非正規労働者。もともとの賃金が低いので休業補償があっても月収は10万円に届かない。景気回復は賃金の底上げで」「公務員の賃金も最低賃金を割る場合がある。公共サービスの切り捨てがコロナの影響を大きくしてしまった」と現場からの訴えを行った。

## 日本商工会議所などが最賃凍結を要望

今年最低賃金の引き上げが新型コロナウイルス感染症の流行でどのようになるのか、注目されている。安倍政権は、脱デフレ政策の一環として2015年から最低賃金を年3%程度引き上げ2020年代の早い時期に全国の最低賃金平均を時給1000円にすることを目標にしていた。現在の全国平均は901円、最も高い東京が1013円、最も低い青森、島根、高知、鹿児島など15県が790円である。

今年4月16日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、三団体連名で「最低賃金に関する要望」をまとめた。コロナショックによる危機的な経済情勢を

踏まえ、今年度の最低賃金の審議にあたっては、引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感にある水準を決定することを求めたもので、政府、与党に提出した。

6月3日に開かれた全世代型社会保障検討会で安倍首相は、最低賃金に触れ「今年は雇用を守ることが最優先、中小企業の厳しい状況を考慮して検討してほしい」と発言し、3%に固執しない考え方を示した。

連合の神津会長は「コロナで厳しい状況だから最賃を凍結することは格差拡大を助長することになる。最賃引上げの歩みを止めてはならない」と主張している。

### **日弁連、自民党最賃議連が最賃引上げを要望**

日弁連は6月3日、「低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと中小企業支援強化ならびに全国一律最低賃金制の実施を求める会長声明」を発表した。「小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者など社会全体のライフラインを支えている労働者の中には最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する」と指摘し、最賃額の引き上げ、中小企業支援、都市集中を緩和し地域間格差をなくす全国一律制を要望している。

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟は6月11日、国会内で総会を開き、コロナ禍でも最低賃金を引き上げるべきとする緊急提言を確認した。提言は「賃金が上がらなければ将来の社会保も支えられない。東京一極集中を是正する観点からも全国一律最賃は不可欠」としている。全国一律には10年ほどの経過措置をとり、中小企業支援の財源として企業の内部留保に0.5%課税して毎年2兆2500億円を確保する試案も紹介している。

### **全労連が院内学習会**

全労連は6月11日、国会内で「コロナ禍の経済と最低賃金を考える」と題する学習会を開催し、コロナ禍の今こそ、雇用を守り、最賃を引き上げようと確認した。来賓のあいさつをした自民党の務台俊介衆議院議員（最賃一元化推進議員連盟事務局長）は「デフレから脱却するために国民が一丸となって頑張っている。イギリスではコロナ禍でも4月から最賃を6.2%引き上げた」、立憲民主党の末松義規衆議院議員は「雇用調整助成金の日額上限が8330円（時給換算1041円）から15000円（同1875円）に引き上げられた。時給1000円では生活できない。最賃を1300円にし、全国一律1500円をめざすべきだ」と述べた。学習会では日弁連貧困対策本部の中村和雄弁護士と静岡県立大学の中澤秀一准教授が講演した。

### **最賃大幅引き上げキャンペーンが7月22日に集会**

最低賃金大引き上げキャンペーンは7月22日に交流集会「どうするコロナ災害下の最賃闘争」を開き、コロナ災害だからこそ最低賃金の引き上げは必要、地域間格差をなくし全国一律制の確立に向けた意志一致を図ることにしている。

全労連は、来年の通常国会に全国一律最賃制確立の最低賃金法改正案を提出することになっている。この夏から秋の最賃闘争は重要な局面を迎える。

<本の紹介>

## 鳥井一平著 「国家と移民」

外国人労働者と日本の未来

鳥井一平さんが本を書きました。「国家と移民—外国人労働者と日本の未来」集英社新書、860円＋税です。鳥井一平さんは、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）代表理事で、元全統一労働組合書記長です。中国人研修生の支援活動をはじめ、外国人労働者の問題に取り組んできた方です。

6月19日は奴隷解放記念日で、移民国家のアメリカでは、人種差別に反対する大規模なデモが行われました。アメリカ国務省は「人身売買年次報告書」を発表するとともに、毎年6月19日に人身売買と闘うヒーロー賞の表彰を行っています。鳥井さんは2013年に日本人として初めて表彰されました。アメリカの政治的意図は分かりませんが、彼が表彰に値する活動をしていたことは事実です。

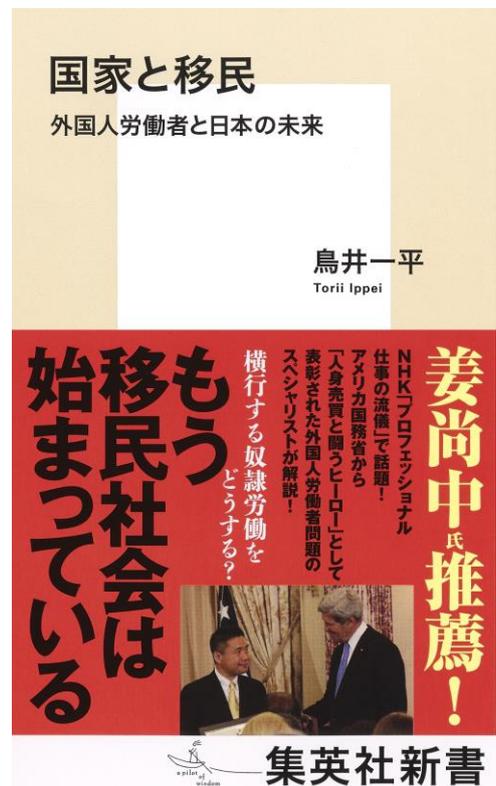
国務省が6月25日に発表した今年の報告書で、日本は今まで4ランクの最上位でしたが、今年はワンランク下げ、外国人技能実習制度や援助交際などの児童買春の問題を指摘しています。特に「法外な手数料を徴収する外国の仲介業者を排除する法的措置を十分に実施していない」と改善を求めています。

イギリスの植民地から独立したアメリカは奴隷を酷使しながら経済成長を遂げてきました。奴隷を解放し人身売買を禁止した歴史的意義は大きいのですが、今なお人種差別を克服できていない現実があります。

日本が行った植民地支配、戦前の人身売買や強制連行、徴用工、従軍慰安婦の問題を思い起こしてください。大企業においてもリーマンショック前は派遣労働者を使っていましたが、リーマンショック後は外国人労働者が増大しています。いまの日本は、農業も漁業もコンビニも外国人労働者なくしては成り立たない状況です。

奴隷制度廃止の思想は、日本国憲法第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）に伝えられると思います。この18条があるから、徴兵制をつくることはできず、戦争協力を拒否した場合の罰則を規定することもできないのです。

国際的に労働力が移動する時代。鳥井さんが思い描く「労使対等原則が担保される多民族・多文化共生社会」と労働者の連帯について考えてくみてください。（伊藤彰信）



## <本の紹介>

# 高橋 均著 「競争か連帯か」

## 協同組合と労働組合の歴史と可能性

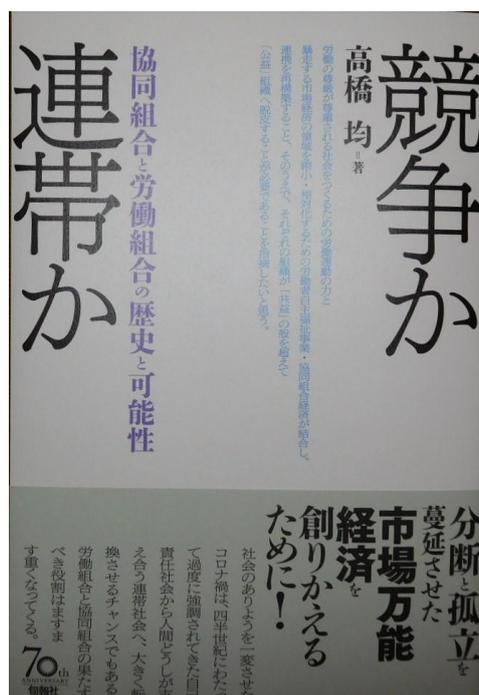
高橋均さんが本を書きました。「競争か連帯か—協同組合と労働組合の歴史と可能性」旬報社 1400円＋税です。高橋均さんは、観光労連（現サービス連合）委員長を退任したあと、連合に行き、組織調整局長、総合組織局長、副事務局長を経て、そのご労働者福祉中央協議会（労福協）事務局長を務めた方です。

「労働の尊厳が尊重される社会をつくるための労働運動の力と暴走する市場経済の領域を縮小・相対化するための労働者自主福祉事業・協同組合経済が結合し、連携を再構築すること、そのうえで、それぞれの組織が『共益』の殻を超えて『公益』組織に脱皮することが必要であることを指摘したいと思う」（本文より）

共済活動から始まった労働運動。日本でのその原点、理念を探る話が沢山紹介されています。

私は最近 ILO の 2015 年「非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第 204 号）」に注目しています。世界で働いている人の約半数がこのインフォーマル経済で働いており、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けている人たちです。ILO は起業、自営業者の育成を勧めるとともに、雇用労働だけでなく、協働労働、社会的連帯経済における労働者保護を打ち出しています。

日本でも与野党国会議員の共同提案で労働者協同組合法案が通常国会に提出され、継続審議になっています。秋の臨時国会で成立する見通しです。日本の労働運動も企業内の雇用関係の殻の中で運動を考えるのではなく、協同組合についても勉強すべき時だと思えます。（伊藤彰信）



## <編集後記>

エッセンシャルワーカーという言葉が使われ始めた。定義づけが不明確と言われているが、大いに使ったら良いと思う。自分は社会に役立つ労働をしているのだ、社会を支える労働をしているのだと思うことは、権利主張の原点になる。「自己責任」と思えば権利主張は消えてしまう。権利主張があって、はじめて要求がつけられ、運動が始まるのである。

そろそろ「新型コロナウイルス対策特集」は終わりにしようと思う。コロナ時代を闘う労働運動、それが本当の労働運動と念じて。(I)